

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

◆令和4年度適正化事業・指導項目別調査結果（R4.4～R5.3）

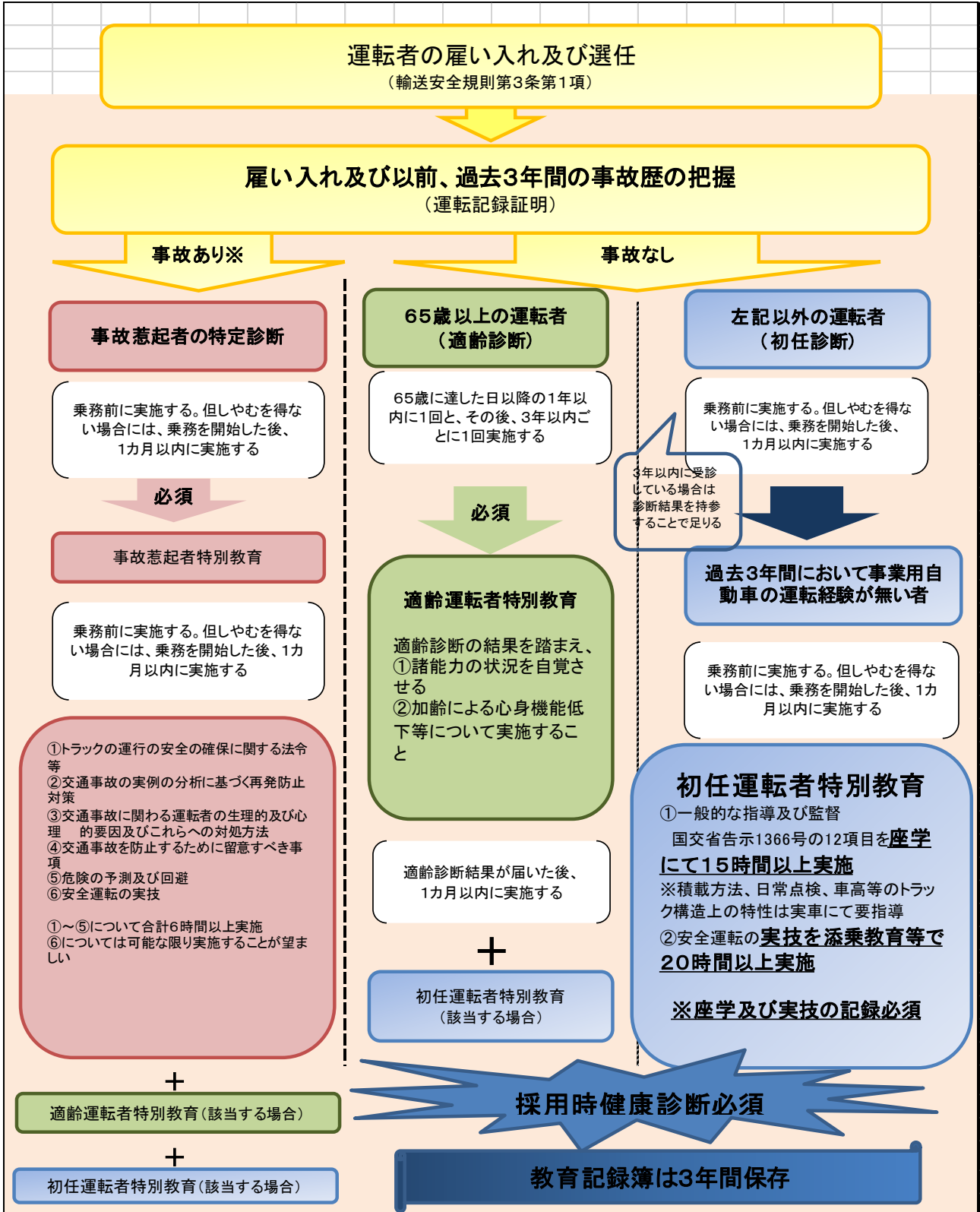
適正化事業実施機関が令和4年度中に巡回指導を行った際の結果を一覧にいたしました。結果を参考にし、ご自身も一度、自社の帳票類の作成・保管の状況、法定規則の遵守、労働時間の管理等見直しを是非お願いいたします。また、ワースト10の調査項目を中心に「見直しポイント」を今後数回に分けて掲載いたしますので、この機会に是非確認し、安全安心の運行を徹底し、業界全体の地位向上を図って参りましょう！

適正化事業・指導項目別調査結果
(令和4年4月～令和5年3月)

区分	重点	NO	調査事項	調査 件数	(否) 件数	(否) 割合(%)	ワースト 10
I. 事業計画等		1	主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	607	44	7.2	
		2	営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	611	23	3.8	
		3	自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	609	53	8.7	
		4	乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	607	22	3.6	
		5	乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	607	19	3.1	
		6	届出事項に変更はないか（役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等）。（本社巡回に限る。）	426	16	3.8	
		7	自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか。	607	0	0	
		8	名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	607	2	0.3	
II. 帳票類の 整備、報告等		1	事故記録が適正に記録され、保存されているか。	281	13	4.6	
		2	自動車事故報告書を提出しているか。	33	3	9.1	
		3	運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	608	31	5.1	
		4	車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	607	9	1.5	
		5	事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る。）	416	68	16.3	
III. 運行管理等		1	運行管理規程が定められているか。	607	215	35.4	⑤
	○	2	運行管理者が選任され、届出されているか。	576	23	4	
		3	運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	558	76	13.6	
		4	事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	607	3	0.5	
	○	5	過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りを作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	622	278	44.7	③
		6	過積載による運送を行っていないか。	579	1	0.2	
	○	7	点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	622	188	30.2	⑧
		8	乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	617	54	8.8	
		9	運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	557	122	21.9	⑩
		10	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	122	59	48.4	②
	○	11	乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	620	194	31.3	⑦
	○	12	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	452	222	49.1	①
	○	13	特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	457	116	25.4	⑨
IV. 車両管理等		1	整備管理規程が定められているか。	580	11	1.9	
	○	2	整備管理者が選任され、届出されているか。	580	21	3.6	
		3	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	541	106	19.6	
		4	日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	607	16	2.6	
	○	5	定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	612	201	32.8	⑥
V. 労基法等		1	就業規則が制定され、届出されているか。	386	37	9.6	
		2	36協定が締結され、届出されているか。	587	39	6.6	
		3	労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	606	3	0.5	
	○	4	所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	614	231	37.6	④
VI. 法定福利		1	労災保険・雇用保険に加入しているか。	593	33	5.6	
		2	健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	602	61	10.1	
VII. アマネ		1	運輸安全マネジメントの実施は適正か。	607	92	15.2	

★フースト1【特定運転者に対する特別な教育】

この調査項目は、調査対象事業所の約半数（49.1%）ができておりませんでした。特に新たに運転者を雇い入れた場合に該当してきますので次のフローチャートに従って確実な実施、記録簿の作成・保管を必ずお願いいたします！



※事故惹起者とは
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(注)第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者を事故惹起運転者という。

運転記録証明書を取得するには？

自動車安全運転センターにて交付されます。取得方法は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、自動車安全運転センターへ申請手続きを行ってください。（交付手数料：1 通 670 円）

◆自動車安全運転センター 栃木県事務所

〒322-0017 鹿沼市下石川 681 運転免許センター内 TEL0289-76-1411

◆栃ト協助成金

栃ト協では交付手数料に対する助成事業を実施しています。利用される方は「業務部」までお問い合わせください。（TEL028-658-2515）

適性診断を受診するには？

特定運転者（初任・高齢・事故惹起運転者）の方には、運転記録証明の結果をもとに適性診断（初任・適齢・特定診断）を認定機関にて受診させる必要があります。

◆県内の認定機関

機関名称	住所	電話番号
自動車事故対策機構 栃木支所	宇都宮市大通り 2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2F	TEL028-651-2701
とちぎ安全教育センター	鹿沼市流通センター66 とちぎ流通センター連合会館内	TEL0289-74-5070
足利自動車教習所	足利市田中町 459-1	TEL0120-211-633
宮本運輸	那須塩原市一区町 136-5	TEL0287-36-6521
栃交自動車学校	下野市下古山 2990	TEL0285-53-2525
那須自動車学校	那須塩原市二区町 352-7	TEL0287-36-3141
自動車事故対策機構 群馬支所	高崎市問屋町 4-5-4 高崎トラック会館	TEL027-365-2770

◆栃ト協助成金

栃ト協では受診手数料に対し一部助成事業を実施しています。詳細につきましては「業務部」までお問い合わせください。（TEL028-658-2515）

特別指導を実施するには？

特定運転者（初任・高齢・事故惹起運転者）の方には、該当する特別教育を実施し教育記録簿を作成・保管する必要があります（3 年間保存）。指導教育マニュアルは、つい先日お手元に届いた「2023 年改訂版事業用トラックドライバー研修テキスト(全 10 分冊)」を活用し、教育記録簿は「栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関 HP 内の【帳票類】からダウンロードするか、「適正化事業部」までお問い合わせください。（TEL028-684-5882）

なお、特別指導は基本的には自社で実施するものですが、栃ト協では県内の教育機関（県北：那須自校、県央：トープモーター、県南：足利自教）に委託して「初任教育の座学 15 時間のみ」を定員制で実施しております。詳細は「適正化事業部」までお問い合わせください。（TEL028-684-5882）

◆特別指導

対象運転者	指導内容	指導時間
1 初任運転者 【新たに雇い入れた運転者】	① 一般的な指導及び監督指針 12 項目 ② 安全運転の実技（添乗教育）	座学 15 時間以上 実技 20 時間以上
2 高齢運転者 【65 歳以上の高齢運転者】	適齢診断結果を踏まえた身体機能の変化 安全運転方法など	
3 事故惹起運転者 【死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者】	事故事例の分析、再発防止対策及び危険 予測・回避などの座学と安全運転実技	座学 6 時間以上 ※実技は可能な限り

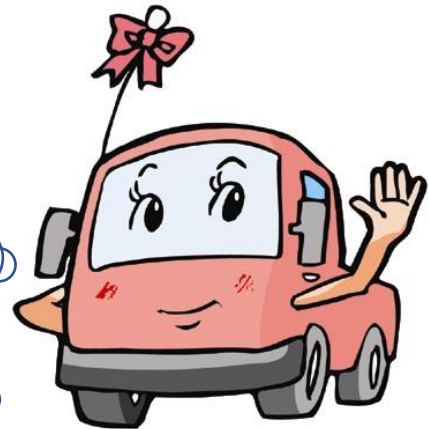
～くれぐれもご注意ください！～

『高齢運転者』と『事故惹起運転者』向けの適性診断受診と特別教育は、上記フローチャートで説明した新たに運転者を雇い入れた場合はもちろんとして、既存運転者に対しても該当します。

特に既存運転者が 65 歳を超えたら ①適齢診断の受診 ②高齢運転者向けの特別教育の実施、記録簿作成、保管（その後 3 年以内に 1 回実施）をしなければなりません。このケースでの「未実施」、「記録簿なし」もかなり見受けられます。最近では 65 歳を超えても現役で運転に従事する方が増えておりますので必ず忘れずにお願いいたします！！

特定運転者向けの教育記録簿（データ）は
栃木適正化HPからダウンロードできるよ！

【栃木適正化HP（帳票類）】



他にも栃木適正化HP【帳票類】には、各種帳簿データはもちろんとして、最新の「運行管理規程」や「整備管理規程」もダウンロードできるよ。規程はあるけど古いままだと「法改正の内容が明記されていない！」という基準で調査項目「否」になるケースがあるよ。

この機会に最新の規程に刷新してくださいね！



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

TEL：028-684-5882